

# 〈古川商工会議所会館研修室貸与に関する規約〉

第1条 古川商工会議所の研修室は、この規約により貸与する。

第2条 研修室は古川商工会議所(以下当所という)において適当と認めた下記の場合に限りこれを貸与する。

- (1) 商工業に関する説明会、講演会及び講習会ならびに諸会議等の開催。
- (2) 技術および技能の検定あるいは競技会等の開催。
- (3) 展示会、商談会の開催(当所の会員は即売会等に使用できる。)
- (4) その他当所の目的達成上支障がないと認められる場合。

第3条 貸与月日、時間、貸室料金は別紙の通りとする。

第4条 貸与を受けようとする者は、所定の使用申込書に必要事項を記入のうえ、当所地域振興部まで申し込むものとする。

(原則として使用日の5日前までに申し込むものとし、トラブルを避けるため、電話での受け付けはしない場合もある。)

第5条 当所は使用承認後または使用中であっても、次の一つに該当した場合は、承認を取り消し、使用を中止させることがある。

この場合、使用中止による損害賠償の責は負わない。

- (1) 申込書の内容と使用に相違が認められたとき。
- (2) 使用時間が当商工会議所の承認なく経過したとき。
- (3) 商工会議所に緊急やむを得ない必要が生じたとき。
- (4) 会場が喧騒にわたり、他に迷惑をおよぼす事態が生じたとき。
- (5) その他、商工会議所が使用上、不相当と認めたとき。

第6条 受付、案内、携帯品の預り等、来場者の世話一切は、使用者において行うこと。

第7条 研修室を使用する者は、別表に定める貸室料を使用日まで納入しなければならない。但し専務理事が特別の理由があると認めるときは使用日の翌月末までとすることができる。

第8条 既納の使用料金は払戻ししないものとする。

但し、次に該当する場合は、夫々払戻しする。

- (1) 不可抗力により、使用が不可能になったとき。(全額払戻)

- (2) 当商工会議所の事情により、使用を取消したとき。(全額払戻)

- (3) 使用日の5日前までに使用を取消したとき。(7割払戻)

- (4) 使用日の4日前～前日までに使用を取消したとき。(5割払戻)

第9条 研修室使用に伴い建物、付属施設、備品をき損又は滅失したときは、使用責任者においてその損害を賠償するものとする。

第10条 研修室に設備、装備等を施し、又は持ち込む場合(カラオケ等)は予め、承認を受けるものとする。この場合、商工会議所において費用を負担したときは、その実費を徴収する。

第11条 使用者は次の事項を厳守するものとする。

- (1) 承認を受けた目的以外に使用し、又は転貸しないこと。
- (2) 建物、付属施設及び備品に打釘又は紙類を糊付しないこと。
- (3) 使用許可以外の室及び器具を使用しないこと。
- (4) 使用終了後は全部の設備を元の状態に戻し、室内の火気について巡回点検確認のうえ当所係員に引きつぐこと。
- (5) 湯茶の接待については、湯飲み及び湯わかし設備のみ提供します。簡単な飲食は認めますが、準備、あと片づけは使用者においておこなうこと。
- (6) 定められた場所以外で火気を使用しないこと。特に歩行中の喫煙はしないよう使用者側で周知徹底すること。

第12条 研修室使用に伴い会館(敷地を含む)に持込まれた設備、備品、展示品等の盗難、紛失、火災損傷等については、当商工会議所はその責を負わないものとする。

第13条 使用者は、非常口の場所、誘導方法、消火設備等を前もって集会者に対し、周知徹底する等不時の災害に備えてとるべき措置を講ずるものとする。

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会頭が定める。

## 附 則

1. この規約は昭和61年2月17日から施行する。
2. この規約は常議員会の議を経なければ改正することはできない。
3. この規約は平成14年5月1日よりこれを施行する。